

公 募 要 領

沖縄県では「平成26年度沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業（企業誘致）」を実施します。

受託を希望される方は、次の要領に従って企画提案書等を提出してください。

なお、この公募は、平成26年度沖縄県当初予算の成立（以下、「予算成立」という。）と沖縄振興特別推進交付金の交付決定（以下、「交付決定」という。）を前提とした事前準備手続きであり、予算成立及び交付決定が事業実施の条件となります。

よって、委託契約の締結については、予算成立及び交付決定後の手続きとなり、予算成立及び交付決定の状況によっては、委託契約を締結しないことがありますので、ご留意ください。

1 事業目的

那覇空港を核に国内とアジア主要都市とを結ぶ航空路線を活用した臨空・臨港型企業の誘致を目的に、展示会や企業誘致セミナー等の開催、誘致対象企業に関する情報収集や誘致活動等を行うことにより、沖縄県内における国際物流拠点の形成及び沖縄国際物流ハブの活用を推進する。

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本事業の趣旨にのっとり事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) 本委託業務を実施するため、適切な人数の担当者を配置できる体制を有すること。
- (5) 業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (6) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)、(2)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)、(4)及び(5)の要件を満たす者であること。

- ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にするとともに、各事業の推進及び成果の達成を図ることができる者であること。
- (7) 1 提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。

3 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

4 応募の手続き

- (1) 公募要領等の沖縄県ホームページへの掲載期間
平成26年3月10日(月)から平成26年3月20日(木)まで
- (2) 応募に係る質問
企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書[様式1]を記入し、電子メールにより提出すること。
 - ① 受付期限 平成26年3月14日(金) 12:00(厳守)
 - ② 提出場所 沖縄県商工労働部 国際物流推進課 国際物流拠点班
電子メールアドレス aa050050@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 質問に対する回答は、国際物流推進課ホームページへの掲載により行う。
回答日時 平成25年3月18日(火) 13:00以降
掲載URL
<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kokusaibutsuryu/index.html>
- (4) 企画提案書及び応募書類等の提出
応募書類等の提出は、次により持参又は郵送(簡易書留)により提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限内に到着すること。
 - ① 提出期限 平成26年3月20日(木) 12:00(厳守)
 - ② 提出場所 沖縄県商工労働部 国際物流推進課 国際物流拠点班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526

5 提出書類及び必要部数等

- (1) 企画提案応募申請書[様式2] 1部
- (2) 企画提案書[様式3] 10部
- (3) 会社概要表[様式4] 10部
- (4) 積算書[様式5] 10部
積算書の費目については、以下の内容で提出すること。
 - ・直接人件費
 - ・直接経費(旅費、謝金、使用料及び賃借料、印刷製本費、消耗品費等)

- ・一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内）
 - ・消費税相当額（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること）
- （注）各積算費目の内訳と単価を記載すること。

- (5) 事業計画[様式6]・・・・・・・・・・10部
- (6) 実績書[様式7]・・・・・・・・・・10部
- (7) その他提案に関する資料(様式任意)・・・10部

6 受託事業者の選定

(1) 選定の方法

- ① 評価委員会による審査により、採択予定者の優先順位を決定する。
- ② 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い（1次審査）、必要に応じて、1次審査に合格した事業者を対象にプレゼンテーションによる審査を行う（2次審査）。
なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等について審査対象外とする。
- ③ 評価委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ④ 評価委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- ⑤ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 主な評価項目（予定）

- ① 業務に関する専門的知見（企業誘致に関する現状、問題点の認識等）
- ② 提案内容（臨空・臨港型企業を誘致する上での有効性等）
- ③ 業務の実施体制（実施体制の適切性、効率性）
- ④ 積算内容（積算の適切性、効率性）

(3) プレゼンテーションの日時・場所（予定）

日時：平成26年3月28日（金）9:30～12:00

場所：沖縄県庁内 会議室

参加人数：各社4名以内

※日時、場所については、現時点の予定であり、プレゼンテーションの順番や、各社ごとの集合時間などは、1次審査後（25日を予定）に連絡いたします。

7 委託契約について

本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託契約については、国からの交付決定後に行う。また、委託業務の内容や実施経費等については、諸事情により変更することがある。

8 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。(契約締結時に契約保証金免除の要件にあてはまることを示す書類(申請様式7)を提出すること)
- (5) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、県と受託事業者間で協議のうえ、是正し実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (7) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

(※) 契約保証金について (抜粋)

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
沖縄県商工労働部 国際物流推進課 国際物流拠点班 担当：新垣
電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526